

白井市総合評価方式試行ガイドライン

白 井 市

目 次

1 総合評価方式の概要・意義	3
2 標準的な実施手順〔事後審査型〕	5
3 実施手順ごとの解説	6
1) 総合評価の実施方針（入札契約制度検討委員会）	6
2) 総合評価項目の作成	6
3) 総合評価項目の審査（技術審査会）	6
4) 学識経験者からの意見聴取（契約・工事担当課）	6
5) 入札公告文の作成（契約担当課）	6
6) 入札公告（契約担当課）	6
7) 設計図書の閲覧（契約・工事担当課）	6
8) 技術資料の受付（契約担当課）	7
9) 資格確認申請の受付（契約担当課）	7
10) 技術資料とりまとめ（契約・工事担当課）	7
11) 技術資料の評価結果の審査（技術審査会）	7
12) 学識経験者からの意見聴取（契約・工事担当課）	7
13) 資格確認結果通知（契約担当課）	7
14) 入札と落札候補者の決定（契約担当課）	7
15) 落札候補者の事後審査と落札決定（契約担当課）	8
4 総合評価方式の選択	8
5 評価項目・配点等	8
1) 評価項目の選定	8
2) 配点等	8
6 評価項目	9
○ 登録基幹技能者種類一覧表（参考）	12
7 技術評価（契約・工事担当課）	13
1) 技術審査会に提出する資料	13
2) 記載事項の確認	13
3) 技術資料提出時の修正	13
4) 技術資料が提出されない場合	13
5) 技術審査会からの報告	13
8 技術審査	13
1) 技術審査会による審査	13

2) 不適正な事項に対する措置	14
9 学識経験者の意見聴取（中立かつ公正な評価の確保）	14
1) 落札者決定基準意見聴取	14
2) 技術資料の審査結果意見聴取	15
10 評価方法	16
1) 評価算定方式	16
2) 加算点の算出	16
3) 技術評価点の考え方	16
4) 評価値の算出と落札者の決定	16
5) 評価値の計算	16
総合評価方式（除算方式）による落札者の決定例	17
11 契約後の措置	18
12 その他	18
1) 技術提案内容等の不履行の場合における措置	18
2) 技術提案に関する機密の保持	19
3) 情報公開	19
4) 不服の審査	19
様 式 一 覧	20
1. 庁内手続き用様式	20
2. 入札者提出用様式	20

1 総合評価方式の概要・意義

平成17年4月1日に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」では、「公共工事の品質確保が、良質な社会資本の整備を通じて、豊かな国民生活の実現及びその安全の確保、環境の保全、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることにかんがみ、公共工事の品質確保の促進を図る」としている。

価格と品質で総合的に優れた公共工事を実施する手法として、総合評価方式を適用することにより、公共工事の施工に必要な技術的能力を有する者が施工することになり、品質の確保が図られ、工事目的物の性能・機能の向上、長寿命化、維持修繕費の縮減、施工不良の未然防止等による総合的なコストの縮減、交通渋滞対策、環境対策、事業効果の早期発現等が効率的かつ適切に図られることにより、現在かつ将来の市民に利益がもたらされることが、技術と経営に優れた健全な建設業が育成されることが期待される。

本ガイドラインは、白井市が総合評価方式の試行を実施するにあたり、「実施方針」、「評価方法」等を定めるものである。

白井市総合評価方式試行の経緯及び実施方針等

- | |
|--|
| <p>(1) 平成21年度の実施（試行）内容</p> <ul style="list-style-type: none">・総合評価方式を試行導入。・評価値算定方式は、価格あたりの工事品質を求める除算方式とし、簡易型の加算点は30点、特別簡易型の加算点は20点とする。・試行の内容は、建設課と上下水道課が執行する工事で、市内または準市内の業者を対象とする1千万円以上の案件のうち各課1件とし、方式は特別簡易型（施工実績など客観的細目を主に評価）にて実施 <p>(2) 平成22年度の実施（試行）方針</p> <ul style="list-style-type: none">・適用範囲について、1億5千万円以上を簡易型、1千万円以上1億5千万円未満を特別簡易型とする。・総合評価方式の普及拡大を図るため、5千万円以上1億5千万円未満の工事を特別簡易型①、5千万円未満の工事を特別簡易型②とし評価方法を簡素化する。・特別簡易型②の加算点は10点とする。・試行の内容は、特別簡易型②にて建設課と上下水道課が執行する工事各1件で試行実施する。 <p>(3) 平成23年度の実施（試行）方針</p> <ul style="list-style-type: none">・各評価方式の評価項目の一部を修正する。・試行の内容は、特別簡易型②にて道路課が執行する工事1件で試行実施する。 <p>(4) 平成24年度の実施（試行）方針</p> |
|--|

- ・実施手順の一部を変更する。
- ・試行の内容は、特別簡易型①にて教育総務課が執行する工事1件、特別簡易型②にて上下水道課が執行する工事1件で試行する。

(5) 平成25年度の実施（試行）方針

- ・特別簡易型②の必須項目を評価項目として設定し、2件実施。

(6) 平成26年度の実施（試行）方針

- ・実施件数0件
- ・これまでの試行の状況や他市の状況等から、今後の総合評価方式のあり方を検討。

(7) 平成27年度以降の実施（試行）方針

- ・平成26年度の総合評価方式の検討結果により、平成27年度以降の実施（試行）方針を次のとおりとする。

- これまでの総合評価方式実施（試行）の結果、成果が得られない特別簡易型②及び技術評価が行えない簡易型は廃止し、試行のまま、特別簡易型①（施工計画の提出なし）のみの実施とする。

なお、対象工事は設計金額7千万円以上の工事とする。

(8) 平成28年度の実施（試行）

- ・実施件数1件

(9) 平成29年度の実施（試行）

- ・実施件数1件

(10) 平成30年度の実施（試行）

- ・実施件数1件

(11) 平成31年度（令和元年度）から令和3年度まで

- ・実施なし

(12) 令和4年度の実施（試行）

- ・実施件数4件

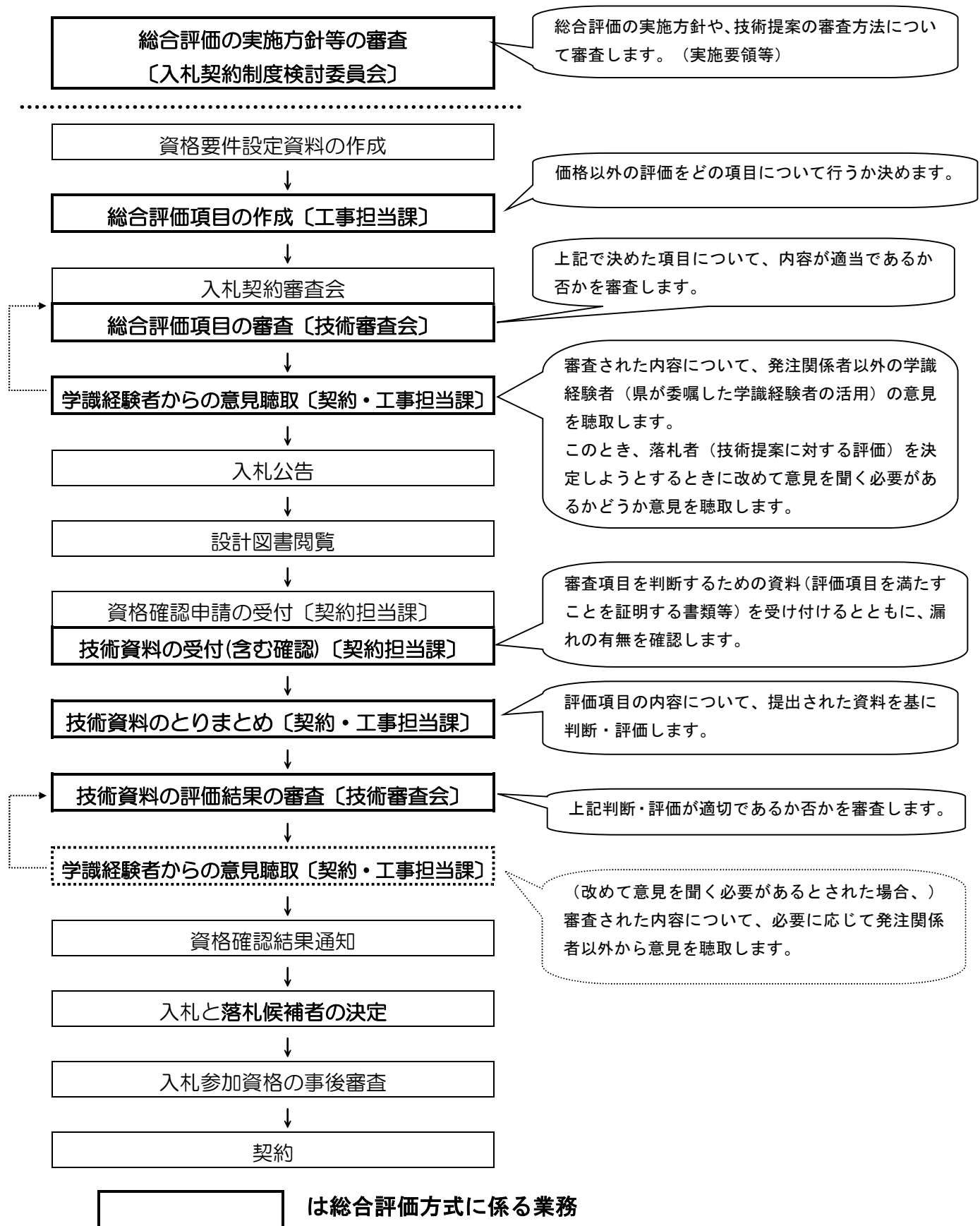
(13) 令和5年度の実施（施行）

- ・実施件数2件

(14) 令和6年度の実施（施行）

- ・評価項目を追加、変更する。

2 標準的な実施手順〔事後審査型〕



3 実施手順ごとの解説

1) 総合評価の実施方針（入札契約制度検討委員会）

（1）総合評価のタイプ

- ・総合評価方式のタイプは、次のとおりとする。

特別簡易型①（施工計画の提出はなし）

（特別簡易型は、技術的な工夫の余地が小さく、一般的な工事で、適切で確実な施工を行う能力を求める工事。公共工事の実績、経験、工事成績等について記述した技術資料の提出を求め、それにより技術力と価格との総合評価を行う。）

（2）加算点の設定

20点

（3）総合評価方式の適用

平成27年4月1日以降、対象を設計金額7千万円以上の工事に適用する。

2) 総合評価項目の作成

（1）評価項目の設定

- ・必須項目は必ず設定。
- ・選択評価項目は、工事内容、工事規模、工事環境などを考慮し、工事に最も適した評価項目を選定する。

（2）評価方法・評価基準の設定

- ・評価項目ごとについて、評価方法、評価基準を設定する。

3) 総合評価項目の審査（技術審査会）

- ・価格以外の評価項目・落札者決定基準については、技術審査会で審査する。

4) 学識経験者からの意見聴取（契約・工事担当課）

- ・審査された内容について、発注関係者以外の学識経験者（県が委嘱した学識経験者の活用）の意見を聴取する。
このとき、落札者（技術提案に対する評価）を決定しようとするときに改めて意見を聞く必要があるかどうか意見を聴取する。

5) 入札公告文の作成（契約担当課）

- ・評価項目ごとに評価基準を設定し、技術提案を求める内容を入札公告文に明示する。

6) 入札公告（契約担当課）

7) 設計図書の閲覧（契約・工事担当課）

- ・入札公告文に記載のとおりとする。

8) 技術資料の受付（契約担当課）

- ・入札公告文で求めた技術資料は、定められた様式でちば電子調達システムによる提出とし、契約担当課で受付する。

9) 資格確認申請の受付（契約担当課）

- ・入札公告文で求めた入札参加資格申請は、定められた様式でちば電子調達システムによる提出とし、契約担当課で受付する。

10) 技術資料とりまとめ（契約・工事担当課）

- ・提出された技術資料は、とりまとめ整理するとともに、公正に評価し、技術評価（案）を作成する。

11) 技術資料の評価結果の審査（技術審査会）

- ・技術資料のとりまとめにおいて評価した技術評価（案）について、技術審査会で審査する。ただし、施工計画を評価しない特別簡易型①のため、回議により技術審査会の開催の省略もできるものとする。

12) 学識経験者からの意見聴取（契約・工事担当課）

- ・価格以外の評価項目・落札者決定基準についての意見を聴取した際に、改めて意見を聞く必要があるとされた場合に実施する。

13) 資格確認結果通知（契約担当課）

- ・入札契約審査会の審査結果を踏まえ、資格者に通知する。

14) 入札と落札候補者の決定（契約担当課）

(1) 入札

- ・入札を実施する。

(2) 落札候補者の決定方法

- ・技術評価点（標準点＋加算点）を入札価格で除して、評価値を算出する。
- ・落札候補者の決定については、次の全ての条件に該当するもののうち、評価値の最も高いものを落札候補者とする。
 - ① 入札価格が予定価格の制限の範囲にあること。
 - ② 入札に係る性能等が、入札公告等において明らかにした技術的要件における最低限の要件をすべて満たしていること。
 - ③ 評価値が、標準点を予定価格で除した数値を下回らないこと。
- ※ 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、技術評価点の高い者を落札候補者として決定し、技術評価点において違いがないときは、ちば電子調達システムのくじにより落札候補者を決定する。

15) 落札候補者の事後審査と落札決定（契約担当課）

- ・落札候補者は入札参加資格申請の確認書類を提出し、契約担当課で資格審査を行う。
- ・資格確認ができたなら、落札決定を行う。資格審査の結果、資格が無いとなったときは、2番目に評価値の高い者を落札候補者として、落札者が決定するまで順次資格審査を行う。

4 総合評価方式の選択

次のいずれかに該当する場合は、総合評価方式を適用しない。

- ・発注時期等に制限があり、総合評価方式を適用することにより、工事施工に必要な期間の確保が困難な工事
- ・技術審査会において、総合評価方式を適用することが不適当と認められた工事

5 評価項目・配点等

1) 評価項目の選定

総合評価方式・特別簡易型①における技術力に係る評価は、当該工事の規模及び技術的な内容に応じて、企業の施工能力、配置予定技術者の能力、地域信頼度、地域貢献度を必須評価項目とし、選定する。

選択評価項目以外にも、工事の特性に合わせ自由評価項目（評価基準含む）を追加設定できるほか、必須評価項目であっても、入札参加者間で評価に差違が生じない項目（一般競争入札等で入札資格条件が評価項目の内容と同一の場合など）や、工事内容等により適正な評価が困難な項目などについても、適宜削除できるものとする。

2) 配点等

ガイドラインに示されている配点以外（評価基準含む）を設定するときは、技術審査会の審査と総合評価に関する学識経験者から意見聴取する。

6 評価項目

特別簡易型①（7,000万円以上）における評価項目

摘要業種：土木一式、建築一式、とび・土工・コンクリート、電気、管、鋼構造物、舗装、
しゅんせつ、塗装、機械器具設備、造園、さく井、水道施設、電気通信

区分	項目	細目	選択 区分	評価点		評価基準	
				配 点	細目別		
	施工計画	①現地条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえ配慮すべき事項	①	3	3	（総合的な観点から評価）	
						3	現地条件を踏まえ適切であり、かつ工夫が見られる
						0	現地条件を踏まえ適切である
						失格	不適切である
企業の技術力	企業の施工能力	②白井市発注工事の「工種：〇〇」における過去3ヵ年度間の工事成績評価の平均点〔注1〕	◎	13	8	8	80点以上
						6	75点以上 80点未満
						4	70点以上 75点未満
						2	65点以上 70点未満
						0	60点以上 65点未満(実績なし)
						-4	60点未満
		③過去5ヵ年度間の「工種：〇〇」における千葉県優良工事表彰〔注1〕	◎		2	2	あり
						0	なし
		④過去5ヵ年度間の「工種：〇〇」における千葉県難工事表彰〔注1〕〔注2〕	◎		1	1	あり
						0	なし
		⑤登録基幹技能者の配置〔注3〕	◎		1	1	配置あり
						0	配置なし
	⑥ISO 認証取得〔注4〕	◎	1		1	あり	
					0	なし	
	配置予定技術者の能力	⑦主任（監理）技術者資格	◎		2	2	1級〇〇施工管理技士又は技術士〔注9〕
						0	その他、〇〇施工に係る資格〔注9〕
⑧過去10ヵ年度間の公共工事の「工種：〇〇」における施工経験〔注1〕		◎	2		2	公共工事の実績〔注10〕	
					0	実績なし	
⑨過去3ヵ年度間の主任（監理）技術者として施工した白井市発注工事の「工種：〇〇」における工事成績〔注1〕		◎	2		2	75点以上の実績あり	
					0	75点以上の実績なし	
⑩若手技術者（40歳未満）・女性技術者の配置〔注5〕		◎	1		1	配置あり	
					0	配置なし	

区分	項目	細目	選 択 区 分	評価点		評価基準	
				配 点	細目別		
		⑪継続教育（CPD）の取得状況 〔注6〕	◎		1	1	あり
						0	なし
企業の信頼性・社会性	地域精進度	⑫過去10ヵ年度間の白井市内での 施工実績〔注1〕	◎	2	2	2	白井市の実績
						1	国・県等の実績〔注11〕
						0	上記以外
	地域信頼度	⑬過去2年間に白井市が行った指名 停止等処分の実績〔注7〕	◎	2	0	0	実績なし
						-2	文書注意
						-4	指名停止
	地域貢献度	⑭建設業労働災害防止協会の加入状 況	◎		2	2	あり
						0	なし
		⑮白井市との災害対策に関する協定の 締結	◎		2	2	あり
						0	なし
		⑯災害時の基礎的事業継続力（BCP） の認定〔注8〕	◎		1	1	あり
						0	なし
						⑰営業拠点の所在地の有無	◎
		1	支店、支社が白井市内				
		0	いずれも白井市内になし				
	⑱地域特有貢献の有無 （1）障害者雇用促進 （2）高齢者雇用促進	◎		1	1	該当あり（いずれか1項目）	
0					該当なし		
⑲ワークライフバランスの推進状況 （1）「えるぼし認定」 （2）「くるみん認定」〔注12〕	◎		1	1	該当あり（いずれか1項目）		
				0	該当なし		
合計				32			

選択区分 ◎：すべての工事で選択 ○：工事内容等により選択

注1：過去〇ヵ年度間とは、入札公告の日の属する年度を除く、直近の過去〇ヵ年度とする。

平均点は小数点以下第1位まで算出（第2位以下切捨）とする。

注2：「過去5ヵ年度間の「工種：〇〇」における千葉県優良工事表彰」で加点された場合は、
「過去5ヵ年度間の「工種：〇〇」における千葉県難工事表彰」では、加点しない。

注3：評価対象は、元請の技術者（主任（監理）技能者を除く）であって、当該工事に関連する
種類の登録基幹技能者を配置する場合とする。登録基幹技能者の種類は、「登録基幹技能
者種類一覧表（参考）」を参照すること。

注4：入札公告の前日までに取得したISO9001又はISO14001を対象とする。

注5：若手技術者の年齢は、入札公告日時点で40歳未満とする。

現場代理人、主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐として配置す

る場合を対象とする。

注6：次の資格に対応した団体から発行された証明書を対象とする。

資格	証明書発行団体名
土木施工管理技士	(一社) 全国土木施工管理技士会連合会
技術士	(公社) 日本技術士会
建築士 建築設備士 建築施工管理技士 管工事施工管理技士	建築 CPD 運営会議

なお、これら以外の資格を対象とする場合は工事担当課において評価の対象となる証明書を指定する。

注7：期間は、入札公告の日から遡って2年間とする。文書注意は文書注意日、指名停止は指名停止期間を対象とする。

注8：入札公告の前日までに関東地方整備局長から受けた災害時の基礎的事業継続力（BCP）の認定を対象とする。

注9：業種により適宜変更する。

注10：公共工事とは、次に示す機関が発注した工事とする。なお、共同企業体の施工実績については、出資比率が30%以上の場合に限る。

国：省庁及び独立行政法人（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に規定する機関）

県：都道府県並びに都道府県が設立した道路公社、まちづくり公社、土地開発公社、下水道公社、住宅供給公社、農業開発公社及び地方独立行政法人

市町村等：市区町村及び地方公共団体の組合（地方自治法第284条第1項に規定する組合）

ただし実績は、請負金額が500万円以上の「工事实績情報システム（コリンズ）」で確認できるものに限る。

注11：国・県等とは、「注10」に示す国、県及び市町村等（白井市を除く）とする。

注12：入札公告の前日までに厚生労働省から受けた「えるぼし認定」及び「くるみん認定」を対象とする。

※ 細目の追加に関する注意事項

- ・工事内容により、自由項目を設定することができる。なお、追加は1項目とし、配点は1点とする。

○ 登録基幹技能者種類一覧表（参考）

最新情報は一般財団法人建設業振興基金のHPをご確認ください。

URL : <https://www.kensetsu-kikin.or.jp/humanresources/technician/status.php>

令和6年11月1日現在

登録基幹技能者の種類		対応工種(一例)	登録基幹技能者の種類		対応工
1	電気工事基幹技能者	電気、電気通信	25	登録グラウト基幹技能者	とび・土工
2	登録橋梁基幹技能者	鋼構造物、とび・土工	26	登録冷凍空調基幹技能者	管
3	登録造園基幹技能者	造園	27	登録運動施設基幹技能者	土木、とび・土工、ほ装、造園
4	登録コンクリート圧送基幹技能者	とび・土工	28	登録基礎工基幹技能者	とび・土工
5	登録防水基幹技能者	防水	29	登録タイル張り基幹技能者	タイル・れんが・ブロック
6	登録トンネル基幹技能者	土木、とび・土工	30	登録標識・路面標示基幹技能者	とび・土工、塗装
7	登録建設塗装基幹技能者	塗装	31	登録消火設備基幹技能者	消防施設
8	登録左官基幹技能者	左官	32	登録建築大工基幹技能者	大工
9	登録機械土工基幹技能者	土木、とび・土工	33	登録硝子工事基幹技能者	ガラス
10	登録海上起重基幹技能者	土木、しゅんせつ	34	登録ALC基幹技能者	タイル・れんが・ブロック
11	登録プレストレスト・コンクリート工事基幹技能者	土木、とび・土工、鉄筋	35	登録土工基幹技能者	土工、とび・土工
12	登録鉄筋基幹技能者	鉄筋	36	登録ウレタン断熱基幹技能者	熱絶縁
13	登録圧接基幹技能者	鉄筋	37	登録発破・破砕基幹技能者	とび・土工
14	登録型枠基幹技能者	大工	38	登録建築測量基幹技能者	大工
15	登録配管基幹技能者	管	39	登録解体基幹技能者	解体
16	登録鳶・土工基幹技能者	とび・土工	40	登録圧入工基幹技能者	とび・土工
17	登録切断穿孔基幹技能者	とび・土工	41	登録送電線工事基幹技能者	とび・土工、電気
18	登録内装仕上工事基幹技能者	内装仕上	42	登録さく井基幹技能者	さく井
19	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者	建具	43	登録あと施工アンカー基幹技能者	とび・土工
20	登録エクステリア基幹技能者	タイル・れんが・ブロック、とび・土工、石	44	登録計装基幹技能者	電気、管、電気通信
21	登録建築板金基幹技能者	板金、屋根	45	登録土質改良基幹技能者	土木、とび・土工
22	登録外壁仕上基幹技能者	塗装、左官、防水	46	登録都市トンネル基幹技能者	土木、とび・土工
23	登録ダクト基幹技能者	管	47	登録潜函基幹技能者	とび・土工
24	登録保温保冷基幹技能者	熱絶縁			

7 技術評価（契約・工事担当課）

1) 技術審査会に提出する資料

（1）評価項目の審査時（落札者決定基準審査時）

- ① 「総合評価方式技術審査会の審査について（依頼）」 （第1号様式）
- ② 「評価項目選択一覧表」 （第2号様式）

（2）技術資料の評価結果の審査時（技術評価点審査時）

- ① 「総合評価方式技術審査会の審査について」 （第3号様式）
- ② 「総合評価方式に関する評価調書」 （第4号様式）

2) 記載事項の確認

入札参加者から提出された技術資料に記載された事項の真偽を各種データ等により確認して採点する。

確認方法

- ① 技術資料に添付された資料に基づき確認する。
- ② （財）日本建設情報総合センター（JACIC）の工事实績情報システム（CORINS）などを活用して確認する。

3) 技術資料提出時の修正

軽易なもので、その場で審査可能な内容についてのみ、提出期日以前なら認めるものとする。

4) 技術資料が提出されない場合

応札の意志がないものとして応札資格を失う。

5) 技術審査会からの報告

「総合評価方式技術審査会の審査結果報告書」 （第5号様式）

8 技術審査

1) 技術審査会による審査

技術資料の審査・評価案の作成は、各工事担当課と契約担当課が作成し、その内容を技術審査会で審査する。ただし、施工計画を評価しない特別簡易型①は、回議により技術審査会の開催を省略できる。

(注意) 技術審査会での審査は、恣意性を排除し、中立かつ公正な技術資料の審査を適切に行うため、評価調書等の会社名などが特定できない匿名(A社、B社・・・)で行う。ただし、評価項目に施工計画を含まない場合は、匿名としなくてもよいこととする。また、秘密保持のため配布資料については回収する。

2) 不適正な事項に対する措置

- ① 技術提案の評価項目などにおいて、白紙(未記入)及び未提出のときは、失格とする。
- ② 提出された技術資料に不備があった場合、訂正を求めるのではなく、関係する評価項目の得点を与えないこととする。
- ③ 提出された資料の不誠実が明確であるときは、失格とする。

例：技術資料の丸写しがあったときは、当該評価項目について関係したすべての業者の資料を不誠実なものとして取り扱うこととする。

9 学識経験者の意見聴取 (中立かつ公正な評価の確保)

総合評価方式における技術提案に対し、中立かつ公正な審査・評価等を行うため学識経験者への意見聴取をする。意見聴取は市町村等総合評価支援要綱(平成20年1月17日千葉県制定)第7条に基づき県へ支援要請し、県が委嘱した学識経験者を活用し実施する。

1) 落札者決定基準意見聴取

落札者決定基準を定めようとするとき、工事の概要、評価項目などについて学識経験者の意見を聴取する。

このとき、落札者(技術提案に対する評価)を決定しようとするときに改めて意見を聞く必要があるかどうかについての意見を聴取する。

学識経験者の意見聴取は、契約担当課(必要に応じて工事担当課)が実施する。

(1) 提出書類

開催約1ヶ月前迄に、千葉県県土整備部技術管理課へ以下①をメール提出し予約する。

- ①「学識意見聴取予約一覧表」

開催約3週間前迄に、千葉県県土整備部技術管理課へ以下②～④をメール提出し要請する。

- ②千葉県が委嘱した学識経験者の活用について(要請)(千葉県様式)
- ③「総合評価方式に関する評価調書」(第4号様式)
- ④「価格以外の評価点の算定方法」(千葉県様式第10号)

(2) 学識経験者の意見書

開催約1週間前迄(事務局から指定された提出期限迄)に、以下③～⑥を紙媒体で提出する。

- ③「総合評価方式に関する評価調書」（第4号様式）
- ④「価格以外の評価点の算定方法」（千葉県様式第10号）
- ⑤学識経験者（千葉県建設工事総合評価委員）の意見聴取（千葉県様式第11号の1）
- ⑥学識者意見聴取説明資料等（市作成 参考様式）
 - ・工事概要
 - ・補足説明資料
（概要説明資料（図面等）は5枚程度にまとめる。）
 - ・一般競争入札参加資格要件設定資料（金額は消去する。）
 - ・評価項目選択一覧表（第2号様式）

提出部数は、学識者用2部・事務局用1部 合計3部。

2) 技術資料の審査結果意見聴取

落札者（技術提案に対する評価）の決定にあたっては、落札者決定基準意見聴取の際に改めて意見を聴く必要があるとされた場合、学識経験者の意見を聴取する。学識経験者の意見聴取は、契約担当課（必要に応じて工事担当課）が実施する。

(1) 提出書類

開催約1ヶ月前迄に、千葉県県土整備部技術管理課へ以下①をメール提出し予約する。

- ①「学識意見聴取予約一覧表」

開催約3週間前迄に、千葉県県土整備部技術管理課へ以下②～④をメール提出し要請する。

- ②千葉県が委嘱した学識経験者の活用について（要請）（千葉県様式）
- ③「総合評価方式に関する評価調書」（第4号様式）
- ④「価格以外の評価点の算定方法」（千葉県様式第10号）

(2) 学識経験者の意見書

開催約1週間前迄（事務局から指定された提出期限迄）に、以下③～⑥を紙媒体で提出する。

- ③「総合評価方式に関する評価調書」（第4号様式）
- ④「価格以外の評価点の算定方法」（千葉県様式第10号）
- ⑤学識経験者（千葉県建設工事総合評価委員）の意見聴取（千葉県様式第11号の2）
- ⑥学識者意見聴取説明資料等（市作成 参考様式）
 - ・工事概要
 - ・補足説明資料
（概要説明資料（図面等）は5枚程度にまとめる。）
 - ・一般競争入札参加資格要件設定資料（金額は消去する。）

提出部数は、学識者用2部・事務局用1部 合計3部。

10 評価方法

1) 評価算定方式

除算方式で実施とする。

2) 加算点の算出

加算点は、評価項目配点の合計を換算した得点とする。

評価項目配点の合計が最高の者に加算点の満点を与え、他の者にはその得点比により按分して、加算点を与える。このときの加算点は少数点以下3位まで算出（第4位以下切捨）する。

特別簡易型①の加算点の満点は20点とする。

3) 技術評価点の考え方

技術評価点 = 標準点(100点とする) + 加算点(小数点以下3位まで)

技術評価点は、標準点に加算点(小数点以下3位まで)を加えたもの。

標準点は、100点とする。

4) 評価値の算出と落札者の決定

入札価格が設計価格の制限の範囲内にあるもののうち、評価値の最も高いものを落札者とする。

評価値の算出方法としては、次に示す除算方式とする。

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{価格}} = \frac{\text{標準点} + \text{加算点}}{\text{価格}}$$

5) 評価値の計算

技術評価点を入札価格で除して、評価値を算出する。

このとき、評価値は整数部1桁、小数点以下第4位まで算出（第5位以下切捨）とする。

算出フロー

①評価項目毎の配点を合計する。

②加算点算出：評価項目配点合計の最高者に加算点の満点を与える

：他応募者は評価項目配点合計に応じて加算点を按分する

③技術評価点算出：100点 + 加算点（②で求めた点）

④評価値算出：技術評価点 ÷ 入札価格

⑤評価値が最高の者が落札者

※「総合評価方式（除算方式）による落札者の決定例」を参照

総合評価方式（除算方式）による落札者の決定例

（試算条件：特別簡易型①、設計価格7千万円）

評価項目			配点		A社	B社	C社
入札価格（千円）					58,000	56,000	54,000
企業の技術力	施工計画	現地条件を踏まえ配慮すべき事項	3点	3			
	企業の 施工能力	白井市発注工事における過去3ヵ年度間の工事成績評定の平均点	13点	8	6	4	2
		過去5ヵ年度間の千葉県優良工事表彰		2	2	0	0
		過去5ヵ年度間の千葉県難工事表彰		1	0	1	0
		登録基幹技能者の配置		1	1	0	0
		ISO認証取得		1	0	0	1
	配置予定 技術者の 能力	主任（監理）技術者資格	8点	2	2	2	2
		過去10ヵ年度間の公共工事の施工経験		2	2	2	0
		過去3ヵ年度間の主任（監理）技術者として施工した白井市発注工事の成績		2	2	0	0
		若手技術者・女性技術者の配置		1	1	0	0
		継続教育（CPD）の取得状況		1	1	0	0
企業の信頼性・社会性	地域精進度	過去10ヵ年度間の白井市内での施工実績	2点	2	2	1	0
	地域信頼度	過去2年間に白井市が行った指名停止等処分の実績	2点	0～-4	0	0	0
		建設業労働災害防止協会の加入状況		2	0	2	2
	地域貢献度	白井市との災害対策に関する協定の締結	7点	2	2	0	0
		災害時の基礎的事業継続力（BCP）の認定		1	1	0	0
		営業拠点の所在地の有無		2	2	1	0
		地域特有貢献の有無		1	1	1	0
		ワークライフバランスの推進状況		1	1	0	0
① 評価点の合計			32点		26点	14点	7点

② 加算点の算出

加算点の満点を20点（特別簡易型①）とし、評価点の合計が最高であったA社に20点を付与する。

B、C社の加算点は、評価点の合計に応じ按分する。

$$B社：20 \times 14 / 26 = 10.769 \text{ 点}$$

$$C社：20 \times 7 / 26 = 5.384 \text{ 点}$$

小数点第4位以下切り捨て

加算点の満点

評価点の合計

評価点の合計の最高点

③ 技術評価点の算出

標準点

$$\text{技術評価点} = (\text{100点} + \text{加算点})$$

加算点

$$A社：120.000 \text{ 点} = (100 + 20.000)$$

$$B社：110.769 \text{ 点} = (100 + 10.769)$$

C社：105.384 点 = (100+ 5.384)

④ 評価値の算出

評価値 = (技術評価点) / (入札価格)

A社：(120.000/58,000,000) × 1,000,000 = 2.0689 点

B社：(110.769/56,000,000) × 1,000,000 = 1.9780 点

C社：(105.384/54,000,000) × 1,000,000 = 1.9515 点

小数点第5位以下切り捨て

技術評価点

入札価格

評価点算出統括表

	A社	B社	C社
①評価点の合計	26	14	7
②加算点	20,000	10,769	5,384
③技術評価点	120,000	110,769	105,384
入札価格 (千円)	58,000	56,000	54,000
④評価値	2.0689	1.9780	1.9515
⑤落札者決定 (最高評価値取得者)	1 位 =落札	2 位	3 位

11 契約後の措置

- ・工事担当課は、受注者が総合評価競争入札で示した技術提案等を考慮して施工計画書を作成していることを確認する。
- ・工事担当課は、受注者が施工計画書を遵守しているか確認する。
- ・工事担当課は、検査時の採点に総合評価競争入札の技術提案等を、工事の創意工夫として考慮しない。
- ・工事担当課は、技術提案における配置予定技術者が実際に現場に配置されているかを確認する。

12 その他

1) 技術提案内容等の不履行の場合における措置

受注者の履行状況が、技術提案内容等を満足していると認められない場合は、工事成績評定表の考査項目「法令遵守等」を3点減ずる。

なお、履行状況が特に悪質と認められる場合は、契約担当課と協議のうえ、指名停止等の措置を行う。

2) 技術提案に関する機密の保持

発注者は、提案者の知的財産を保護するため、提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにすること、提案者の了承を得ることなく、提案の一部のみを採用することのないようにすること等、その取扱いに留意する。

3) 情報公開

(1) 入札前

手続きの透明性・公平性を確保するため、入札の評価に関する基準及び落札者の決定方法等については、あらかじめ公告等において明らかにする。

(2) 落札者決定後

①総合評価方式を適用した工事において、落札者を決定した場合は、落札決定後（仮契約を行う場合は本契約後）、速やかに総合評価方式用の開札調書（第6号様式）により次の事項を公表する。

- ・落札者名
- ・各入札参加者の技術評価点
- ・各入札参加者の入札価格
- ・各入札参加者の評価値

②技術評価点の項目毎の得点については、総合評価方式評価結果公開要領（試行）に基づき、当該入札者に対してのみ閲覧に供するものとする。

4) 不服の審査

発注者は、入札参加者から不服の申し出があったときは、速やかにその内容を審査し、結果を通知する。

※ 市は、総合評価方式試行の実施結果を踏まえ更なる改善を図っていくこととしている。

※ 試行ガイドラインの内容は、地方自治法の改正などにより随時変更する。

(附則)

平成21年 7月24日制定

平成22年10月12日改正

平成23年 7月27日改正

平成24年 4月27日改正

平成27年 4月 1日改正

令和 5年 4月 1日改正

令和 7年 1月 1日改正

様 式 一 覧

(白井市総合評価方式試行ガイドライン)

1. 庁内手続き用様式

- 第1号様式 総合評価方式技術審査会の審査について（依頼）（落札者決定基準の審査）
- 第2号様式 評価項目選択一覧表（特別簡易型①）
- 第3号様式 総合評価方式技術審査会の審査について（評価結果の審査）
- 第4号様式 総合評価方式に関する評価調書
- 第5号様式 総合評価方式技術審査会の審査結果報告書
- 第6号様式 開札調書（総合評価方式）

2. 入札者提出用様式

- 様式第1号 評価点算定資料一覧表 （特別簡易型①）
- 様式第2号 施工計画書
- 様式第3号 工事成績評定一覧表
- 様式第4号 配置予定技術者の資格・工事経験・工事成績
- 様式第5号 若手技術者・女性技術者の配置
- 様式第6号 継続教育（CPD）の取得状況
- 様式第7号 障害者の雇用状況
- 様式第8号 高年齢者の雇用状況